

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年9月定例会

	議案の 件名	議案第61号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）	
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定める。	他市町村においても、同趣旨の改正が行われる。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
「情報通信技術の活用による行政手続法等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆるデジタル手続法）において改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）の令和2年5月25日からの施行に伴い、マイナンバー通知カードが廃止され、法施行日以後において、通知カードの交付及び再交付を行わないこととされた。 このことにより、本市手数料徴収条例に規定している通知カードの再交付手数料の規定の削除を行う。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和元年5月31日 「情報通信技術の活用による行政手続法等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆるデジタル手続法）が公布される。 令和2年5月25日 上記法律中、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）の通知カードに関する事項が施行される。	“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		19 困ったとき何でも相談できるところがある。 77 暮らしに役立つ情報が、わかりやすくすぐ手に入る。 82 公共の施設の窓口が便利でわかりやすく親切である		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
〈政策等の実施時期〉		公布の日			
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
市民部		市民課		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無	

交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 条例改正の目的

「情報通信技術の活用による行政手続法等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆるデジタル手続法）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆるマイナンバー法）が一部改正され、令和2年5月25日に施行された。このことにより、マイナンバー通知カードが廃止され、法施行日以後において、通知カードの交付及び再交付を行わないこととされたため、本市手数料徴収条例に規定している通知カード再交付手数料の規定を削除する。

2. 条例一部改正の内容

条例第2条中、通知カードの再交付手数料の規定を削除する。

3. 施行日

公布の日

交野市手数料徴収条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p><u>(27) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 1枚 800円</u></p> <p>(28) ~ (37) (略)</p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (26) (略)</p> <p><u>(26) の 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項に規定する通知カードの再交付 1枚 500円</u></p> <p><u>(27) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付 1枚 800円</u></p> <p>(28) ~ (37) (略)</p>